

平成30年度 第1回成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会 概要

1. 日時

平成30年11月9日（金）

午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所

成田市役所 3階 第二応接室

3. 出席者

（審議員）：宮田会長・小倉委員・宮崎委員・比田井委員・岩野委員・保延委員

（事務局）：石井環境部長

環境計画課：寺本課長補佐

クリーン推進課：黒田課長・青野主査・藤川主事・浅野主事

4. 欠席者

（審議員）：小川委員

5. 議題

（1）成田市の取組みについて

（2）狭山市の取組みについて

（3）その他

6. 会議の概要

（1）成田市の取組みについて

成田市では美化運動について、大きく3つの取組みを行っている。

1つ目は環境美化運動で、5月・8月・12月に基準日を設け、市内の自治会や団体などの協力を得て、散乱ごみの収集を行うもの。平成29年度は延べ572団体・66,513人が参加した。

2つ目は駅前清掃美事業で、京成成田駅周辺の清掃活動をシルバー人材センターに委託しているもの。

3つ目は駅前クリーン運動で、毎月21日に商工会、市職員を中心として駅周辺の清掃活動を行うもの。平成29年度は延べ2,047人が参加した。

全ての取組みについて、今後も継続していきたいと考えている。

（質疑）

・29年度の審議会資料において、平成29年度の環境美化運動の第1回及び第2回の参加団体数・参加者数が今回配布された資料と異なるがどうということか。

→29年度の基準日以外に参加した団体数・人数を平均し、第1回と第2回のデータに当て込んでいるため。

・昨年度の当審議会で話に上った公津の杜駅周辺の駅前クリーン運動の開催について、その後の進捗はいかがか。

→関係各所と検討中である。現在は道路管理課からの依頼で、シルバー人材センターが駅前の清掃を行っている。

(2) 狭山市の取組みについて

狭山市では、「狭山市ポイ捨ての防止に関する条例」及び「狭山市歩きたばこ等の防止に関する条例」を施行し、積極的にまちの美化推進に取り組んでいる。

ポイ捨てに対する取組みとして、市長は特に美化を推進したい地区をポイ捨て防止重点地区として指定することができる。なお、現在まで当該地区の指定はない。

また、ポイ捨て防止重点地区では、当該地区でのポイ捨ての防止に関する啓発等を行わせるため、ポイ捨て防止推進員を設置することができるが、こちらも現在まで設置の経歴はない。

ポイ捨てについて、市長または市長の指定する職員は違反者に対して行為の中止または原状回復を求めることができ、これに従わない場合は2万円以下の罰金に処することができる。

歩きタバコ防止についての取組みとして、屋外の公共の場所で歩きたばこ等をしてはならない、という努力義務を定めている。

路上喫煙に関しては、特に駅周辺の人通りの多い4区域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、当該地区内は全面禁煙としている。禁止地区内の道路には喫煙禁止のステッカーを張り付けるとともに、喫煙禁止範囲を明示した看板も設置している。

また、狭山市は所沢市、入間市、飯能市と4市合同で歩きたばこや吸い殻等のポイ捨てを防止する啓発運動「歩きたばこ・ポイ捨て防止キャンペーン」を年1回実施しており、帰宅時間の市内4駅で、駅利用者に向けてポイ捨て防止の声かけと啓発物の配布を行っている。

(質疑)

・環境美化事業先進地としての狭山市視察だが、視察で得た情報等を、今後成田市としていかに活用するのか。

→成田市は他市と異なり、地元住民に加えて観光客を考慮しなくてはならないため、他市の取組みをそのまま実行するのは難しい。ゆえに、他市の活動を学ぶことで見聞を広め、実現可能性のある取組みがあれば、実行していくという姿勢である。

(3) その他

(質疑)

・たばこのポイ捨ては減っているか。

→喫煙者の数が減少しているため、吸い殻のポイ捨ての量は減ってきている。また、早朝にJRが清掃を行っているため、目立つものではない。JR成田駅西口に設けた喫煙所も一定の効果을あげているように思う。

・成田市は条例で罰則を設けてあるが、罰則を科した経歴はあるか。

→ない。実行するのは難しい。戒めや啓発の意味合いが強い条例である。

・公園等にごみ箱の設置は検討しないのか。

→原則的には設置しない。ごみは各家庭への持ち帰りで対応してもらう。

7. 傍聴者

なし